

# 議案第 9 号 北海道地球温暖化防止対策基金条例案

## 北海道地球温暖化防止対策基金条例

### (設置)

第1条 北海道における再生可能エネルギー（北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第2条第6号に規定する再生可能エネルギーをいう。）等の導入等の加速化に資するための事業、省エネルギー（同条例第12条第1項に規定する省エネルギーをいう。）の推進に資するための事業その他の地球温暖化（同条例第2条第2号に規定する地球温暖化をいう。）の防止に貢献するゼロカーボン北海道（同条第1号に規定するゼロカーボン北海道をいう。）の実現を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、北海道地球温暖化防止対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

### (基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

### (現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北海道新エネルギー導入加速化基金条例の廃止)

2 北海道新エネルギー導入加速化基金条例（平成29年北海道条例第4号）は、廃止する。

(北海道新エネルギー導入加速化基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の北海道新エネルギー導入加速化基金条例第1条の規定により設置された北海道新エネルギー導入加速化基金に属する現金は、基金に帰属するものとする。

説 明

北海道における再生可能エネルギー等の導入等の加速化に資するための事業、省エネルギーの推進に資するための事業その他の地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるための基金として、北海道地球温暖化防止対策基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 10 号 北海道特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する基準を定める条例案

北海道特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。次条において「法」という。）第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置に関する基準)

第3条 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
  - (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
  - (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない雨水貯留浸透施設にあっては、規模）及び構造の概要
  - (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
  - (5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
  - (6) 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置に関する基準)

第4条 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は

知事に届け出なければならない旨

(4) 保全調整池の管理者及びその連絡先

(5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置に関する基準)

第5条 貯留機能保全区域の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

(1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

(2) 貯留機能保全区域の位置

(3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

(4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する基準を定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例(昭和22年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

21 知事等の給料月額は、令和5年8月1日から令和9年4月22日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 知事 100分の70

(2) 副知事 100分の87

22 令和5年8月1日から同年11月30日までの間における知事の給料月額は、第3条第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料月額から33万6,375円を減じた額とする。

23 令和5年12月に支給する知事の期末手当(第4条第1項後段の規定により支給される期末手当を含む。以下この項において同じ。)の額は、同条第2項及び前2項の規定にかかわらず、同条第2項及び附則第21項の規定により算定される期末手当の額から99万495円を減じた額とする。

(北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和42年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

20 管理者の給料月額は、令和5年8月1日から令和9年4月22日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。

21 令和5年8月1日から同年11月30日までの間における管理者の給料月額及び同年12月に支給する管理者(北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。)の期

末手当についての第3条の規定の適用については、同条中「北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）第1条に規定する知事等」とあるのは、「副知事」とする。

（北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

6 管理者の給料月額、令和5年8月1日から令和9年4月22日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。

7 令和5年8月1日から同年11月30日までの間における管理者の給料月額及び同年12月に支給する管理者（北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。）の期末手当についての第3条の規定の適用については、同条中「北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）第1条に規定する知事等」とあるのは、「副知事」とする。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

23 教育長の給料月額は、令和5年8月1日から令和9年4月22日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の92を乗じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

2 北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 11 知事等が令和5年8月1日から令和9年4月22日までの間に退職した場合における退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、北海道知事等の給与等に関する条例附則第21項（第2号に係る部分に限る。）及び第22項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例附則第20項並びに北海道病院事業管理者の給与等に関する条例附則第6項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

## 説 明

知事等の給料等を減額し、行財政改革の推進に向けた知事等の決意と姿勢を明らかにすることとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 12 号 北海道税条例等の一部を改正する条例案

### 北海道税条例等の一部を改正する条例

#### (北海道税条例の一部改正)

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条中「質問し、又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第19条中「道又は課税地を所管する総合振興局等の掲示場に掲示して行う」を「同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を道の掲示場若しくは送達すべき書類を保管している総合振興局等若しくは総合振興局道税事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を道に設置した電子計算機若しくは送達すべき書類を保管している総合振興局等若しくは総合振興局道税事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改め、同条ただし書を削る。

第20条の2中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）」を「総務省令」に改める。

第25条第2項中「によって」を「により」に改める。

第28条の5中「同条第2項」を「同条第3項」に、「又は第2項」を「又は第3項」に改める。

第36条中「第12号の2様式の納付書によって」を「で定める様式により」に改める。

第43条中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に、「第12号の2様式の納付書によって」を「で定める様式により」に改める。

第43条の3第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第45条の2の11中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。



第46条の10中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第61条第3項中「この条」を「この条及び第61条の5の2」に改める。

第61条の2に次の1項を加える。

- 3 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊をいう。第61条の5の2において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第61条の5の次に次の1条を加える。

第61条の5の2 オーストラリア軍隊が、第61条の2第3項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第61条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第61条の21中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第63条の3第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン以下のトラック」を「3.5トン以下のバス」に改め、同号エ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号オ中「2.5トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ホ(2)に規定する令和4年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の95を乗じて得た数値（車両総重量が2.5トン以下のトラックにあっては、令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値）」に改め、

ギー消費効率)」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号オ(ア) a 中「第149条第1項第6号へ(1)(i)」を「第149条第1項第6号ト(1)(i)」に、「次項第3号エ(ア)」を「次項第3号オ(ア)」に改め、同号オ(ア) b 中「第149条第1項第6号へ(1)(ii)」を「第149条第1項第6号ト(1)(ii)」に、「次項第3号エ(ア)」を「次項第3号オ(ア)」に改め、同号オ(イ)中「に100分の105」を「(法第149条第1項第6号ト(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第3号オ(イ)において同じ。)に100分の110」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バス又は」を削り、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」を削り、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分

の105を乗じて得た数値以上であること。

第63条の3第2項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第2項第1号ウ中「2.5トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ウ(ア)a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア)b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第63条の3第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
  - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
    - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
    - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
  - (ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 第63条の3第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イを次のように改める。
- イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
    - (ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第2項第3号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第4項中「からエまで」を「、イ及びオ」に、「及びイ」を「、イ及びエ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)の項中「及びウ(イ)」を削り、同表第1項第1号エ(イ)の項中「第1項第1号エ(イ)」を「第1項第1号オ(イ)」に、「平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の120」を「令和4年度基準エネルギー消費効率)」に、「100分の150」を「100分の155を乗じて得た数値)」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た
------------	------------------	----------------------------------

		数値
第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

第63条の3第5項中「、第2号及び第3号ア」を「及びイ、第2号並びに第3号ア及びイ」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び第3号ア(イ)の項中「、第2号イ及び第3号ア(イ)」を削り、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

第63条の13中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

附則第8条の2の7第1項第2号中「自衛隊」の次に「又は法第144条の3第5項に規定するオーストラリア軍隊（第6項において「オーストラリア軍

隊」という。)」を加え、「政令附則第10条の2の2第1項に規定する自動車」を「政令で定めるもの」に、「同条第2項に規定する」を「政令で定める」に改め、同条第6項中「前2項」を「前3項」に、「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第61条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第8条の2の11第2項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第8条の2の12第2項を削る。

附則第8条の6第2項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

第2条 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第63条の3第1項中「又は第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号キ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「令和7年度基準エネルギー消費効率」に改め、「に100分の110を乗じて得た数値」を削り、同条第2項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「又は第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、

同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)及び第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第6号ト(2)に規定する令和7年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第3号オ(イ)において同じ。)」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第3項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第3号オ(イ)において同



じ。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附則第8条の2の12中「又は第5項」を「から第6項まで」に改める。

(北海道循環資源利用促進税条例の一部改正)

第3条 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第733条の18第7項」を「第733条の18第8項」に改める。

(北海道核燃料税条例の一部改正)

第4条 北海道核燃料税条例（令和4年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第278条第6項」を「第278条第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中北海道税条例第25条第2項及び第36条の改正規定、同条例第43条の改正規定（「第12号の2様式の納付書によって」を「で定める様式により」に改める部分に限る。）並びに同条例第43条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第8条の2の12第2項を削る改正規定 公布の日
  - (2) 第1条中北海道税条例第28条の5の改正規定 令和7年1月1日
  - (3) 第2条の規定及び附則第7項の規定 令和7年4月1日
  - (4) 第1条中北海道税条例第19条及び第20条の2の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日
  - (5) 第1条中北海道税条例第61条第3項の改正規定、同条例第61条の2に1項を加える改正規定及び同条例第61条の5の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第8条の2の7の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生日（附則第3項及び第4項において「効力発生日」という。）又は公布の日の

いずれか遅い日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第19条の規定は、前項第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 新条例第61条の2第3項及び第61条の5の2の規定は、効力発生日以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。
- 4 新条例附則第8条の2の7第1項（第2号に係る部分に限る。）、第6項及び第7項の規定は、効力発生日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、効力発生日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第63条の3及び附則第8条の2の11第2項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第8条の6第2項の規定は、令和5年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 7 第2条の規定による改正後の北海道税条例第63条の3及び附則第8条の2の12の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 説 明

地方税法の改正に伴い、軽油引取税、自動車税等について所要の改正を行う

こととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 13 号 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例  
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条中「離島振興対策実施地域内」を「離島振興対策実施地域（離島振興法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域に限る。次条第1項、第14条及び第15条において同じ。）内」に改め、同条第7号中「離島振興対策実施地域において」を「設備が所在する離島振興対策実施地域において」に改める。

第13条第1項中「薪炭製造業」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加える。

第16条中「令和5年3月31日」を「令和15年3月31日」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月31日以前に特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第2条第2号に規定する離島振興対策実施地域においてこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第12条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

### 説 明

離島振興法の改正に鑑み、離島振興対策実施地域における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除の適用期間の延長等の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 14 号 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「余市町 長沼町」を「長沼町」に、「幕別町 釧路町」を「幕別町」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の6の項の左欄に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）の規定により余市町長若しくは釧路町長がした指示その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道福祉のまちづくり条例の規定により余市町長若しくは釧路町長に対してなされた届出その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同条例の適用については、知事のした指示その他の行為又は知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。

### 説 明

余市町及び釧路町が建築基準法の特定行政庁でなくなったことに鑑み、北海道福祉のまちづくり条例に基づく事務を処理する町について改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 15 号 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例  
(北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の3の項中「「省令」を「「府令」に改め、同項(10)から(17)までの規定中「省令」を「府令」に改め、同表の4の2の項中「「省令」を「「府令」に改め、同項(6)及び(7)中「省令」を「府令」に改める。

(北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第100号)の一部を次のように改正する。

第2条中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第56条第2項及び第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第114条第3項中「基準省令」を「基準命令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第157条の2、第172条、第184条の3、第201条、第201条の11及び第201条の22並びに附則第2項及び第7項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

附則第8項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第9項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(平成18年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号)の一部を次のように改正する。

第2条中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第16条、第30条第1項及び第2項並びに第38条第1項及び第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第39条第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第49条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第54条第2項第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第59条第1項及び第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第60条第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第93条第1項及び第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第101条第1項中「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条」を「こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第102条第1項第3号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

(北海道立児童福祉施設条例の一部改正)

第5条 北海道立児童福祉施設条例(昭和36年北海道条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第105号)の一部を次のように改正する。

第2条中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第32条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(北海道病院事業条例の一部改正)

第7条 北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第5項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

こども家庭庁の設置に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。



議案第 16 号 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例  
の整理に関する条例案

租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
(北海道建設部手数料条例の一部改正)

第 1 条 北海道建設部手数料条例(平成12年北海道条例第23号)の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第 1 の65の項を次のように改める。

65 削除			
-------	--	--	--

別表第 1 の66の項中「租税特別措置法施行令」の次に「(昭和32年政令第43  
号)」を加える。

(北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第24  
号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 の 2 の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

租税特別措置法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制  
定しようとするものである。

## 議案第 17 号 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改め、同項(18)中「第30条」を「第88条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

宅地造成等規制法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 18 号 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表5の項(18)中「第21条」を「第25条」に、「施設」を「施設として指定した施設」に、「第20条第1項」を「第24条第1項」に、「欠くに至った」を「備えなくなった」に改め、同項(19)中「第23条」を「第26条」に、「施設」を「施設として指定した施設」に改め、同項(20)を削り、同項(21)中「(20)」を「(19)」に改め、同項中(21)を(20)とし、同項の次に次のように加える。

5の2 博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）附則第2条第4項の規定による同条第1項に規定するみなし指定施設が博物館法施行規則第24条第1項に規定する要件を備えている旨の確認	登別市、 当別町、 白老町及 び鹿追町
---	------------------------------

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）附則第2条第1項に規定するみなし指定施設についての北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条の規定の適用については、この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表5の項(18)中「省令第24条第1項」とあるのは、「博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）による改正前の省令第20条第1項」とする。

## 説 明

博物館法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 19 号 道路交通法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案

道路交通法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 北海道行政財産使用料条例(昭和39年北海道条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

(北海道公安委員会手数料条例の一部改正)

第2条 北海道公安委員会手数料条例(平成12年北海道条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の65の項中「第15号まで」を「第16号まで」に改め、同項のセ中「に掲げる」を「又は第16号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

道路交通法の改正に鑑み、運転免許試験場のコースの使用許可に係る使用料の区分について所要の改正を行うとともに、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 20 号 北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

国が定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準の改正に鑑み、歩車分離式の歩行者用信号機に従う対象に遠隔操作型小型車及び特定小型原動機付自転車を加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。

